

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年9月24日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	山口県	
3. 市区町村名	山口市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月18日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	24	
10. 保護評価書の名称	重度心身障害者医療費助成関係事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%B1%B1%E5%8F%A3%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month=6&opn_date_from_day=6&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=9&opn_date_to_day=6&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 山口市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	山口市重度心身障害者医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	145	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山口市条例第61号)別表第1の1の項 山口市重度心身障害者医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	山口市重度心身障害者医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は	この要綱は、(重度心身障害者(以下「障害者」という。))の医療費の一部を助成することにより、当該障害者の(保健の向上)を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山口市重度心身障害者医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)